

## 潮流

# バーゼル最終決戦

理事研究員 高島 浩

銀行に対する国際規制の枠組みを定めるバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」という。）は、リーマンショック以降の金融規制見直しの最終作業に入っている。

昨年末から本年春にかけて、バーゼル委は実に7つの金融規制の枠組みの一部改正等について市中協議案を公表している。それらは、銀行の自己資本比率等の算定方法を規定するいわゆるバーゼル規制の変更案が中心である。銀行に対する金融規制は、国際的に活動する銀行に対して統一的な枠組みを構築することを目的として1988年に初めて合意され、その後、銀行の業務内容拡大やリスク管理の高度化に伴う改正が行われてきた。さらに、2008年のリーマンショックの反省を踏まえて、資本の定義の見直し、必要自己資本比率の引上げ、および流動性規制等を含むバーゼルⅢが10年に合意に至り、現在19年にむけて段階的に適用が開始されている。

今回の変更案の中には、貸出など信用リスク資産の計測手法の見直しが含まれており、内部格付手法を用いる国際的に活動する大手銀行のみならず、標準的手法を用いる地域の金融機関の自己資本比率の計測においても影響のある見直しが含まれている。信用リスクに関する内部格付手法においては、一部の資産について内部格付の利用が制限される内容が盛り込まれているほか、標準的手法において金融機関与信など信用リスク量の増大につながる内容となっているため、貸出を中心とした金融仲介業務に大きな影響を与えるものである。バーゼル委は今回の枠組みは金融危機以降の最後の見直しであると明言しており、この意味では銀行にとって、将来の業務に大きな影響を与える規制整備の最終決戦とも言える。

ただ、この最終決戦は、銀行対当局の最終決戦ではない。リーマンショック以降、銀行は嵐のように押し寄せた規制改革と資本充実への対応に追われ、経済成長に必要な資金を適切に供給するという本来の使命を十分に果たしていないとの批判もある。規制の見直しを検討する上では、銀行が健全性を保ちつつ、適切な金融仲介機能をはたすことを従来以上に考慮する必要がある。日本の金融庁も、どちらかと言うと規制強化一辺倒の欧米規制当局に対して、機会をとらえて規制の累積的影響や思わぬ悪影響について警鐘を鳴らしている。本邦の金融機関にとっては、金融庁とも連携しつつ日本の経済成長の足かせとならないように、国際的な合意を図っていく戦いである。

一連の金融規制の見直しは、リーマンショックおよびそれに続く欧州危機を契機としたものであるが、銀行が適切なリスク捕捉に基づくリスク管理の充実を通じて、経済を支えるために力強く行動できる規制の枠組みのもとで、本来業務に専念するための最後のチャンスとも言える。日本における金融機関の役割等の議論を深めて、オールジャパンとして取り組んでいくことが求められている。